

各位

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課  
建築技術調整室 企画専門官  
木材利用推進室 課長補佐

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」等の改定について（照会）

日ごろ、官庁営繕事業にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、次回改定に向けて作業を開始したところです。つきましては、昨今の施工実態や関連する規格等の改定等により改定が必要な事項等がありましたら、下記によりメールにて提出をお願いします。

## 記

- 対象  
①公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版  
②公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版  
③公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版  
④建築物解体工事共通仕様書 令和4年版  
※ 公共建築工事標準仕様書等は以下のHPにて公開しています。  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html#3-5](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#3-5)
- 提出方法 【別添】「公共建築工事標準仕様書等令和10年版改定意見登録様式」による  
  
※ 改定意見の根拠となる資料等がございましたら、様式とあわせてご提出ください。  
また、内閣府、経済産業省において、公共調達等での JIS 規格の積極的な活用を推進しているところです。標準仕様書への改定意見に際し、新規・既存にかかわらず、貴団体に関係する JIS 等について幅広く情報提供いただくようお願いします。  
※ 提出いただいたご意見等に関し、必要に応じて、ヒアリング等をお願いすることがございます。
- 提出先 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室  
建築技術活用推進係長 榛原 haibara-t8310@mlit.go.jp  
施工基準係主任 青柳 aoyagi-t82ac@mlit.go.jp
- 提出期限 令和8年5月29日（金）12時まで

（問い合わせ先）

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課

- ・①、②、④に関する事 建築技術調整室 榛原 haibara-t8310@mlit.go.jp  
うち、構造に関する事 建築技術調整室 藤原 fujihara-t8310@mlit.go.jp
- ・③に関する事 木材利用推進室 水瀬 mizuse-m8310@mlit.go.jp

## 【参考】

### ・作業スケジュール（予定）

令和8年4月～	令和7年版に対する意見照会	（※令和8年5月末）
令和9年1月～	改定1次案に対する意見照会	（※令和9年2月中旬）
令和9年8月～	改定2次案に対する意見照会	（※令和9年9月中旬）
令和10年3月	標準仕様書等令和10年版の制定	

### ・公共建築工事標準仕様書について

#### 1. 目的・概要

公共建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築工事において使用する材料（機材）、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書の一つとして適用されるものです。標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

また、標準仕様書は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられており、その改定周期は3年となっています。

#### 2. 適用範囲等

標準仕様書は、主に一般的な事務庁舎の新築及び増築に係る公共建築工事への適用を想定して作成されています。

#### 3. 記載している材料（機材）・工法等

全国で実施される公共建築工事において建築物に必要な品質及び性能を確保するため、標準仕様書に記載している材料（機材）、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・規格が統一化又は標準化されていること。
- ・信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・適切な実績があること。